

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成29年9月1日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ベルジョイス

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス東安庭店 盛岡市東安庭一丁目17番1ほか

ウ 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

エ 変更する年月日 平成29年3月30日

オ 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

(2) 届出年月日 平成29年3月16日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 株式会社ベルジョイス

(イ) 中道リース株式会社

(ウ) 株式会社コメリ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 雫石ショッピングモール 岩手郡雫石町千刈田94番地2ほか6筆

ウ 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

エ 変更する年月日 平成29年3月30日

オ 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

(2) 届出年月日 平成29年3月16日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び雫石町役場